

第3節 教育課程及び履修方法

(教育課程及び授業科目)

- 第25条** 本学の教育課程における授業科目は、その内容により、教養教育科目（教養科目・伝統文化科目・コミュニケーション科目・キャリア形成科目）、専門教育科目（美術工芸科目・専門実習科目）及び博物館学芸員養成科目とする。
- 2 授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、各年次に配当して編成する。
- 3 本学の授業科目の種類、単位数等は別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。なお、教育上必要あるときは寄附講座科目等を設けることができる。
- 4 学芸員の資格取得に必要な授業科目・単位数は、別表第4のとおりとする。
- 5 その他の資格取得に関する必要事項は、別に定める。

(教育課程の編成)

- 第26条** 学部及び学科の設置の趣旨に従い、開設する授業科目について、組織的な研修を通じて絶えず改善に努めながら、体系的に編成するものとする。
- 2 教育課程の編成にあたっては、当該学部・学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。
- 3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

(授業科目の履修と卒業要件)

- 第27条** 本学の学生にあつては別表第1、別表第2及び別表第3の教育課程を、次の各号に定めるところにより、履修しなければならない。
- (1) 開設授業科目は、第1年次より第4年次までにおいて履修する。
- (2) 必修授業科目は、卒業までにその全部の単位を修得しなければならない。選択授業科目は卒業までに規定の単位数以上を修得しなければならない。
- (3) 他学科の専門教育科目は12単位までを上限として、当該授業科目の単位を卒業に必要な単位として認めることができる。
- 2 本学に8セメスター、4年以上又は教授会の議を経て学長が決定した年限以上在学し、124単位以上修得した者を卒業とする。ただし、他の大学に在学した年数を通算する。

(単位の計算方法)

- 第28条** 各授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準より計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、教育上特に必要があると教授会の議を経て学長が決定する場合は、単位の計算方法を変更することができる。また、卒業制作の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を認定することが適切と教授会の議を経て学長が決定する場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を別に定めることができる。

(1 セメスターの授業時間)

- 第 29 条** 1 セメスターの授業を行なう期間は、定期試験等の期間を除き 15 週にわたることを原則とする。
- 2 教育上特別の必要があると認められる場合は、前項に定める期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(履修届)

- 第 30 条** 学生の履修については、学期初めに届け出て、担当教員の承認を受けなければならない。
- 2 他学科の科目を履修する場合は、学期初めに届け出て、その学科の学科長の承認を受けなければならない。

(履修科目登録単位数の上限)

- 第 31 条** 学生が各学年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が年間に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、原則として 50 単位以内とする。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生及び編入学者についてはこのかぎりではない。
- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の認定)

- 第 32 条** 学長は、授業科目を履修し、その試験に合格した者には、教授会の議を経て、所定の単位を与える。
- 2 試験は、履修した授業科目について前期末又は後期末において、筆記、口述、論文、研究報告及び課題の提出等の方法によって行なう。
- 3 出席時間数が三分の二に満たない者は、履修認定及び認定試験は受けられない。
- 4 前項の定期試験のほか、臨時に試験を行うことがある。
- 5 正当な理由により受験できなかった者には、教授会の議を経て学長が決定する場合は追試験を行うことがある。

(試験等の評価)

- 第 33 条** 授業科目の試験の成績は、秀 (90 点以上)・優 (80 点～89 点)・良 (70 点～79 点)・可 (60 点～69 点)・不可 (59 点以下) の 5 種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とし、所定の単位を与える。
- 2 単位の修得及び試験に関する規定は別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

- 第 34 条** 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより、他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議に基づき、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合にも準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第 35 条** 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行なう短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 36 条** 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）及び大学以外の教育施設等における学修について単位認定できる単位数の上限を、第 34 条及び第 35 条に定める認定単位数とあわせて、編入学、転入学等の場合を除き、60 単位を限度に認定することができる。
- 2** 編入学者の単位認定は、編入学以前の大学又は短期大学において修得した単位のうち、60 単位を限度として認定することができる。
- 3** 第 1 項並びに第 2 項に関する単位認定は、教授会の議を経て学長が決定する。

(本学以外での履修の許可)

- 第 37 条** 本学学生にして第 34 条及び第 35 条に定める大学等で授業科目履修を希望する者は、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した授業科目及び単位の取り扱い)

- 第 38 条** 本学以外で修得した授業科目及び単位の取り扱いに関する必要な事項は、別に定める。

(資格取得)

- 第 39 条** 本学において博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に規定する博物館に関する科目の所要の単位を修得しなければならない。
- 2** 前項の規定に関わらず、卒業が認定されない者については、その資格を取得することはできない。

(その他)

- 第 40 条** この節に定めるもののほか、授業科目の配当年次等、履修すべき科目等履修に関する必要な事項は、別に定める。